海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　米国関税措置及びそれに起因する影響等がある中で、経営の安定化に向け、海外への販路拡大に取り組む県内企業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者は、広島県内に事業所を有する中堅・中小企業等であり、かつ次の各号のいずれかに該当する者（以下、「補助事業者」という。）とする。

（１）　米国の関税措置の影響を受ける製品等を直接的又は間接的に米国に輸出（当該製品等が取引先等の部品・製品等に組み込まれて輸出されている場合を含む。）していること

（２）　米国に拠点（ただし、補助事業者と同一の法人格であるもの。）があり、関税措置の影響を受けること

（３）　新たに海外への販路拡大を行うこと

（補助対象経費及び補助率）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は別表第１のとおりとし、補助対象経費には消費税及び地方消費税は含まれないものとする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする補助事業者は、海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金交付申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。なお、事業の実施に当たって伴走者を置くことを必須とする。

（１）　事業計画書

（２）　収支予算書

（３）　その他参考となる資料

（交付の決定）

第５条　知事は前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当と認めたものについて補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第６条　規則第５条第１項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

（１）　補助事業の内容の変更（別表第２に掲げる区分で軽微な変更にあたる場合を除く。）をしようとする場合は、海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞変更承認申請書（別記様式第３号）を知事に提出し、その承認を受けること。

（２）　補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞中止（廃止）承認申請書（別記様式第４号）を知事に提出し、その承認を受けること。

（３）　補助事業の完了期限は、令和９年１月29日までとする。

（４）　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（５）　知事は、第１号及び第２号の規定による変更又は中止（廃止）の申請を受理したときは、変更内容を審査し、第５条の規定による交付決定を変更することができる。

（実績報告）

第７条　規則第12条の規定による海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞実績報告書の様式は、別記様式第６号のとおりとし、その提出期限は、当該補助事業の完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了期限である令和９年１月29日のいずれか早い日とする。

２　規則第12条の規定により海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（１）　事業実施報告書

（２）　収支決算書

（３）　支出内容及び支出金額が確認できる書類

（４）　その他知事が必要と認める書類

３　補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後３年間、毎会計年度終了後60日以内に、別記様式第７号により当該補助事業における状況を県に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第８条　知事は、前条第１項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第９条　補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとし、補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞請求書（別記様式第８号）により補助金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条　知事は、第６条第２号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第５条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

1. 補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した

場合

1. 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
2. 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（４）　交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　知事は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第４号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセント（算定対象の期間において適用される規則第19条第１項及び第２項の規定による加算金及び延滞金の率（以下「規則の率」という。）がこの率と異なる場合は、規則の率）の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（帳簿等の保存期間）

第11条　規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助事業の完了の日から起算して５年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

（財産の管理）

第12条　補助事業者は、補助事業により取得した財産について、財産等管理台帳（別記様式第９号）を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

（財産の処分の制限）

第13条　規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年３月31日大蔵省令第15号）で定める耐用年数の期間とする。

２　規則第22条第２号及び第３号の規定により知事が定めるものは、１件当たりの取得価格が50万円以上の財産とする。

３　補助事業者は、前項に該当する財産を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第10号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

４　補助事業者は、前項により承認を受けて財産の処分を行ったときは、財産処分報告書（別記様式第12号）を知事に提出しなければならない。

５　前項の財産の処分により、補助事業者に収入があるときは、知事は、その収入の全部又は一部の納入を命ずることができる。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

　附　則

この要綱は、令和７年９月30日から施行する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象経費 | 補助率 |
| 海外への販路拡大等にあたり必要となる費用 | ① 謝金 ② 旅費 ③ 借損料 ④ 通訳・翻訳費 ⑤ 資料購入費 ⑥ 通信運搬費 ⑦ 広報費 ⑧ マーケティング調査費 ⑨ 産業財産権等取得等費 ⑩ 展示会等出展費（展示会等出展に伴う会場借料、備品費、 商品搬送費、倉庫保管料及び保険料を含む。） ⑪ 雑役務費 ⑫ 講座受講料 ⑬ 原材料等費 ⑭ 機械装置等費（国内の設備投資を除く。） ⑮ 設計・デザイン費 ⑯ 委託・外注費 | ２/３以内 |

別表第２（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 軽微な変更の内容 |
| 経費の配分の変更 | 補助対象経費全体及び事業区分毎の補助対象経費における変更が20％以内であり、補助金額に変更がなく、かつ補助目的の達成に支障がないもの。 |
| その他 | 上記に該当しないが、知事が軽微と認めるもの。 |

別記様式第１号（第４条関係）

令和　年　月　日

広　島　県　知　事　様

（申請者）

住所

事業者名

代表者職・氏名

海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金交付申請書

　海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第４条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

１　補助金交付申請額

　　補助事業に要する経費　　　金　　　　　　　円

　　補助対象経費　　　金　　　　　　　円

　　補助金交付申請額　　　金　　　　　　　円

２　該当要件

　要綱第２条に基づき、以下の条件に該当することを申告いたします。（該当する番号に☑を付けてください。）

□（１）　米国の関税措置の影響を受ける製品等を直接的又は間接的に米国に輸出（当該製品等が取引先等の部品・製品等に組み込まれて輸出されている場合を含む。）していること

□（２）　米国に拠点（ただし、補助事業者と同一の法人格であるもの。）があり、関税措置の影響を受けること

□（３）　新たに海外への販路拡大を行うこと

３　添付書類

（１）　事業計画書（別紙１）

（２）　収支予算書（別紙２）

（３）　商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）

（４）　直近3ヶ年分の決算書

【申請担当者情報】

部署名：

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

（５）　その他参考となる資料

別紙１

事業計画書

１　基本情報（事業者名及びこの項目は公表する可能性があります。）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 事業の概要  （３行程度） |  |

２　事業計画

|  |  |
| --- | --- |
| 実施の背景及び  課題意識、目的 |  |
| 事業の実施国・地域 |  |
| 事業の詳細 |  |
| 市場分析や  自社の強み・優位性 |  |

３　該当要件に係る具体的内容

　海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金交付申請書（別記様式第１号）の「２　該当要件」で選択したものについて、具体的な内容を記載してください。

（１）　米国の関税措置の影響を受ける製品等を直接的又は間接的に米国に輸出（当該製品等が取引先等の部品・製品等に組み込まれて輸出されている場合を含む。）している場合

|  |  |
| --- | --- |
| 影響を受ける製品 |  |
| 米国への輸出形態（直接/間接） |  |
| 関税措置による  影響 |  |
| 企業全体の売上に  占める米国市場での  売上割合  （直近決算期） |  |
| 海外売上に占める  米国市場の売上割合  （直近決算期） |  |

（２）　米国に拠点があり、関税措置の影響を受ける場合

|  |  |
| --- | --- |
| 米国内の  拠点所在地 |  |
| 拠点での事業内容 |  |
| 関税措置による  影響 |  |
| 企業全体の売上に  占める米国市場での  売上割合  （直近決算期） |  |
| 海外売上に占める  米国市場の売上割合  （直近決算期） |  |

（３）　新たに海外への販路拡大を行う場合

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の新規性※ |  |

※今までの取組内容及び今回の取組内容を必ず記載し、現在の取組と比較して何が新規なのか、一見してわかるようにわかりやすく具体的に記載してください。新規性が明確に読み取れない場合は、審査により不採択といたします。（この欄の記載内容のみで判断します）

４　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 年間実施計画 |  |
| ３年間の実施計画 |  |

５　実施体制

|  |  |
| --- | --- |
| 事業に取り組む人数  （うち専任人数） |  |
| 事業に取り組むメンバーの役割分担、強み、実績 |  |

６　事業の波及効果

|  |  |
| --- | --- |
| 事業に取り組むことによる他社や社会全体への波及効果 |  |

７　海外売上計画

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 直近決算期実績  （　年　月期） | 今期の予想  （　年　月期） | １年後  （　年　月期） | ２年後  （　年　月期） | ３年後  （　年　月期） |
| 海外売上高  （全社の額） |  |  |  |  |  |
| 海外売上高  （本事業に係る額） |  |  |  |  |  |
| 海外売上計画の根拠 |  | | | | |

８　補助対象経費等

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 補助事業に要する経費  （税込） | 補助対象  経費  （税抜） | 負担区分 | | 備考 |
| 県補助金 | 自己資金 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |

９　実施期間

（１）　開始予定年月日　　令和　年　月　日

（２）　完了予定年月日　　令和　年　月　日

※補助事業の完了期限は、令和９年１月29日までとする。

10　伴走者及びその役割

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名（担当者名） |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 伴走者の役割 |  |

11　加点項目

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 該当 |
| 以下のいずれかの採択企業である場合  ・令和４年度～令和７年度「ひろしまユニコーン10」アクセラレーションプログラム  ・令和６年度、令和７年度「ひろしまユニコーン10」ASIA CO-CREATION PROGRAM  ・令和７年度「ひろしまユニコーン10」Hiroshima Launchpad: North America 2025 | 有　・　無 |

別紙２

収支予算書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収入 | | 支出 | |
| 費目 | 金額（円） | 費目 | 金額（円） |
| 自己資金 |  |  |  |
| 補助金の額 |  |
| 合計 |  | 合計 |  |

※税抜で記載すること。また、収入と支出の合計は一致させること。

別記様式第２号（第５条関係）

号

令和　年　月　日

（補助事業者）様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　広　島　県　知　事

海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金交付決定通知書

　令和　年　月　日付けで申請のあった海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金については、広島県補助金等交付規則（昭和48年規則第91号。以下「交付規則」という。）第４条第１項の規定に基づき次のとおり交付することに決定したので、交付規則第６条の規定に基づき通知する。

１　補助金の交付の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、令和　年　月　日付け海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金交付申請書に記載のとおりとする。

２　補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

　　補助事業に要する経費　　　金　　　　　　　円

　　補助対象経費　　　金　　　　　　　円

　　補助金の額　　　金　　　　　　　円

３　交付の条件

（１）　次のいずれかに該当する場合、速やかに知事の承認を受けること。

ア　補助事業の内容の変更をする場合（軽微な変更にあたる場合を除く）

イ　補助事業を中止し、又は廃止する場合

（２）　補助事業の完了期限は、令和９年１月29日までとする。

（３）　補助事業が期限内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

別記様式第３号（第６条第１号関係）

令和　年　月　日

広　島　県　知　事　様

（申請者）

住所

事業者名

代表者職・氏名

海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞変更承認申請書

　令和　年　月　日付け指令　　第　　号で交付決定を受けたこの補助事業の変更について、海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金交付要綱第６条第１号の規定に基づき、次のとおり申請します。

１　変更事項及びその内容

２　変更を必要とする理由

３　変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額（変更前及び変更後）

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | | 補助事業に要する経費  （税込） | 補助対象  経費  （税抜） | 負担区分 | | 備考 |
| 県補助金 | 自己資金 |
|  | 【変更前】 |  |  |  |  |  |
| 【変更後】 |  |  |  |  |  |
| 【増減額】 | |  |  |  |  |  |
|  | 【変更前】 |  |  |  |  |  |
| 【変更後】 |  |  |  |  |  |
| 【増減額】 | |  |  |  |  |  |
| 合計額 | 【変更前】 |  |  |  |  |  |
| 【変更後】 |  |  |  |  |  |
| 【全体の増減額】 | |  |  |  |  |  |

別記様式第４号（第６条第２号関係）

令和　年　月　日

広　島　県　知　事　様

（申請者）

住所

事業者名

代表者職・氏名

海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞中止（廃止）承認申請書

　令和　年　月　日付け指令　　第　　号で交付決定を受けたこの補助事業の中止（廃止）について、海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金交付要綱第６条第２号の規定に基づき、次のとおり申請します。

１　中止（廃止）の内容

２　中止（廃止）する理由

別記様式第５号（第６条第５号関係）

号

令和　年　月　日

（補助事業者）様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　広　島　県　知　事

海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞変更決定通知書

　令和　年　月　日付け指令　　第　　号で交付決定した海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金について、令和　年　月　日付けで申請のとおり、事業計画の変更（中止・廃止）を承認します。

１　承認の条件等

別記様式第６号（第７条第１項関係）

令和　年　月　日

広　島　県　知　事　様

（申請者）

住所

事業者名

代表者職・氏名

海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞実績報告書

　令和　年　月　日付け指令　　第　　号で交付決定を受けた補助事業について、海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金交付要綱第７条第１項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

１　補助金交付決定額及び実績報告額

（１）　補助金交付決定額 円

（２）　補助金実績報告額 円

２　添付書類

（１）　事業実施報告書（別紙１）

（２）　収支決算書（別紙２）

（３）　支出内容及び支出金額が確認できる書類

（４）　その他参考となる資料

別紙１

事業実施報告書

１　事業実施結果

（１）　事業名

（２）　実施内容

※事業区分が複数ある場合は、事業区分ごとに作成すること

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分： | |
| 実施期間 |  |
| 実施  スケジュール |  |
| 実施内容 |  |

（３）　実施効果

※事業区分が複数ある場合は、事業区分ごとに作成すること

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分： | |
| 定性的な効果 |  |
| 定量的な効果 |  |
| 計画の未達事項や今後の課題など |  |
| ３年間の実施計画への影響 |  |

（４）　伴走者の支援実績

|  |  |
| --- | --- |
| 支援内容 |  |
| 支援回数 |  |
| 支援成果 |  |

２　補助対象経費等

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 補助事業に要する経費  （税込） | 補助対象  経費  （税抜） | 負担区分 | | 備考 |
| 県補助金 | 自己資金 |
|  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |

３　実施期間

（１）　開始年月日　　令和　年　月　日

（２）　完了年月日　　令和　年　月　日

※補助事業の完了期限は、令和９年１月29日までとする。

別紙２

収支決算書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収入 | | 支出 | |
| 費目 | 金額（円） | 費目 | 金額（円） |
| 自己資金 |  |  |  |
| 補助金の額 |  |
| 合計 |  | 合計 |  |

※税抜で記載すること。また、収入と支出の合計は一致させること。

別記様式第７号（第７条第３項関係）

令和　年　月　日

広　島　県　知　事　様

（申請者）

住所

事業者名

代表者職・氏名

海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞状況報告書

　令和　年　月　日付け指令　　第　　号で交付決定を受けた補助事業について、海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金交付要綱第７条第３項の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　事業状況報告

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名： | | | |
| 年度 | 海外売上高  （全社の額） | 海外売上高  （本事業にかかる額） | 新たな現地拠点の設置の有無（設置した国・地域・時期）  ※補助事業における対象国・地域と異なる場合も可能な限り記載してください。 |
| １年目  （令和　年　月決算期） |  |  |  |
| ２年目  （令和　年　月決算期） |  |  |  |
| ３年目  （令和　年　月決算期） |  |  |  |

２　その他

　　※　事業実施報告書に記載した、計画未達事項や今後の課題に取り組んだ結果、成果があった場合は、その旨を記載してください

別記様式第８号（第９条関係）

令和　年　月　日

広　島　県　知　事　様

（申請者）

住所

事業者名

代表者職・氏名

海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞請求書

　令和　年　月　日付け指令　　第　　号で交付決定を受けた補助事業について、海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金交付要綱第９条の規定に基づき、次のとおり請求します。

１　請求額　　　金　　　　　　　円

２　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名等 |  |
| 支店名 |  |
| 口座種別 |  |
| 口座番号 |  |
| 口座名義 |  |
| 口座名義フリガナ |  |

別記様式第９号（第12条関係）

財産等管理台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産名 | 規格 | 取得価格 | 補助額 | 取得年月日 | 耐用年数 | 財産処分の状況 | | | 備考 |
| 処分方法 | 処分年月日 | 処分結果の状況 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

別記様式第10号（第13条第３項関係）

令和　年　月　日

広　島　県　知　事　様

（申請者）

住所

事業者名

代表者職・氏名

財産処分承認申請書

　令和　年　月　日付け指令　　第　　号で交付決定を受けた補助事業について、海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金交付要綱第13条第３項の規定に基づき、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 財産名 |  |
| 取得年月日 |  |
| 耐用年数 |  |
| 取得価格 |  |
| 補助金額 |  |
| 処分年月日 |  |
| 処分方法 |  |
| 処分収入額 |  |
| 処分理由 |  |
| 備考 |  |

別記様式第11号（第13条第３項関係）

号

令和　年　月　日

（補助事業者）様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　広　島　県　知　事

財産処分承認通知書

　令和　年　月　日付け指令　　第　　号で交付決定した海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金により取得した財産処分については、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号）第22条の規定により、承認します。

１　承認の条件等

別記様式第12号（第13条第４項関係）

令和　年　月　日

広　島　県　知　事　様

（申請者）

住所

事業者名

代表者職・氏名

財産処分報告書

　令和　年　月　日付け指令　　第　　号で交付決定を受けた補助事業について、海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金交付要綱第13条第４項の規定に基づき、次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 財産名 |  |
| 取得年月日 |  |
| 耐用年数 |  |
| 取得価格 |  |
| 補助金額 |  |
| 処分年月日 |  |
| 処分方法 |  |
| 処分収入額 |  |
| 処分理由 |  |